

金のいぶき次期作付支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 新型コロナウイルス感染症により主食用米の需給状況が悪化し、米価が下落するなど稲作経営は大きな影響を受けている。一方で、本県で育成した玄米食向け巨大胚水稻品種「金のいぶき」は、健康志向等により需要量に供給量が追いついていない。そこで、需要に応じた生産量を確保するため収量増加に向けた技術実証や、効率的に管理する設備の導入で、金のいぶきを取り入れた稲作経営の安定化を図る必要がある。

このため、金のいぶきの令和4年産（次期作）作付面積拡大のための事業に要する経費について、当該事業の実施主体に対し、予算の範囲内において金のいぶき次期作付支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、「金のいぶき生産団体」とは、金のいぶき生産対策実施要領（平成29年 11月24日施行。以下「実施要領」という。）における登録生産団体いい、また、「金のいぶき生産者」とは、実施要領における登録生産者をいう。

(交付対象等)

第3 補助金の交付対象となる事業実施主体、取組主体、事業内容、経費、補助率及び事業対象期間等は、別表のとおりとする。

2 補助金の額は、対象経費から寄附金その他の収入を控除した額とし、算出された金額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第4 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施計画書（別紙1）
- (2) 暴力団の排除に関する誓約書（別紙2）
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 次の各号のいずれかに該当する場合は、交付申請をすることができない。

- (1) 補助金の交付対象となる事業について、国の補助金の交付を受ける場合
- (2) 暴力団排除条例（令和2年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等である場合

合

4 知事は、前項第2号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警本部長宛て照会することができる。

(交付の条件)

第5 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、別記様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、別表の重要な変更の欄に掲げる以外の軽微な変更にあつては、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第3号により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、別記様式第4号により速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(遂行状況報告)

第6 規則第10条の規定による報告は、別記様式第5号によるものとし、知事が補助事業の遂行状況について報

告を求めたときは、速やかに報告しなければならない。

(実績報告)

第7 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第6号によるものとし、その提出期限は、補助事業が完了若しくは廃止の承認の日から起算して1月を経過した日又は令和4年3月31日のいずれか早い日とする。

2 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 事業実施報告書

(2) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第8 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事が、補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により、概算払により交付できるものとし、その請求書の様式は、別記様式第7号によるものとする。

(取組状況等の報告)

第9 補助事業者は、事業実施計画書に掲げる取組目標や財産の運営（金のいぶき次期作付支援専用機械導入事業に限る。）の状況等について、別記様式第8号により、事業実施後3年間にわたり知事に報告しなければならない。

2 前項の報告は、毎年12月20日現在において作成し、翌月の20日までに報告するものとする。

(処分の制限を受ける財産)

第10 規則第21条第2号及び第3号の規定により処分の制限を受ける財産は、次のとおりとする。

(1) 補助事業により取得し、又は効用が増加した機械及び器具

(2) その他知事が補助金の交付の目的を達成するために特に必要と認めるもの

(処分の制限を受ける期間及び内容)

第11 規則第21条ただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間とし、期間内に当初の交付目的に即した利用が期待し得ないことが明らかになり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条に基づく財産処分として、当該施設等を当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、別記様式第9号による取得財産処分申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、知事は、取得財産を処分することにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることがある。

(帳簿及び書類の備付け等)

第12 補助事業者は、補助対象事業等に関する帳簿及び書類を備え付け、これを補助事業等の完了又は廃止した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

ただし、交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で第13の処分の制限を受ける期間を経過しない場合においては、財産の管理の状況を明らかにするため、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

(事業名の掲示)

第13 この補助金により設置、又は導入された施設、機械等には、補助事業実施年度と事業名を掲示又は記入するものとする。

(その他)

第14 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年1月11日から施行し、令和3年度予算に係る補助金に適用する。

別表（第3関係）

事業名	事業内容	事業実施主体	補助対象経費	補助率	取組主体	事業対象期間	事業の重要な変更
1 金のいぶき次期作付拡大支援事業	金のいぶきの令和4年産の作付拡大の取組に対し、生産資材費（種苗費・肥料費・農薬費）の一部を補助する。	金のいぶき生産団体	金のいぶきの令和4年産の作付拡大に係る取組に要する経費。ただし、令和3年産から拡大する作付面積とする。 （消費税及び地方消費税相当額を除く。）	定額 なお、10a当たりの単価の上限額（※）は10千円以内とする。 ※生産資材費の実費が上限額を下回るときは、その額を限度額とする。	金のいぶきの令和4年産の作付面積が令和3年産の作付面積から10a以上拡大する金のいぶき生産者。	令和3年9月10日から令和4年3月31日まで	事業量又は事業費の20%を超える増減。
2 金のいぶき次期作付支援専用機械導入事業	2 金のいぶきの生産に関する専用機械の導入経費の一部を補助する。		他品種とのコンタミネーション防止が図られる機械類の導入の助成に要する経費。 （消費税及び地方消費税相当額を除く。）	2分の1 なお、1件当たりの補助上限額は5,000千円とし、補助下限額は1,500千円とする。	次に掲げる全ての要件を満たす金のいぶき生産者。 1 金のいぶきの令和4年産の作付面積を令和3年産から2ha以上拡大する者。 2 補助金の交付対象事業について、国の補助金の交付を受けていない者。		

※事業実施主体（金のいぶき生産団体）は、上記の事業に取組む「金のいぶき生産者（取組主体）」に対し、交付を受けた補助金を補助率の欄に記載のとおり助成する。

別記様式第 1 号（第 4 関係）

金のいぶき次期作付支援事業費補助金交付申請書

令和 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 所在地
名 称
代表者名

下記のとおり金のいぶき次期作付支援事業を実施したいので、補助金等交付規則第 3 条の規定により、金のいぶき次期作付支援事業費補助金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

添付書類

- 1 事業実施計画書（別紙 1 及び別紙 1 - 1）
- 2 暴力団排除に関する誓約書（別紙 2）及び役員等名簿
- 3 その他知事が必要と認める書類

- ※ 1 事業実施主体が農地所有適格法人の場合にあっては、登記事項証明書の写しを添付する
- ※ 2 事業実施主体が申請を行っているかどうか疑義がある場合は電話等で確認を求める場合がある

金のいぶき次期作付支援事業変更承認申請書

令和 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 所在地
名称
代表者名

令和 年 月 日付け宮城県 指令第 号で交付決定の通知のありました金のいぶき次期作付支援事業について、事業の内容（経費の配分）を下記のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

変更前	変更後

（記載注意）

- 1 変更の理由及び内容は、できる限り詳細に記載すること。
- 2 補助事業の内容の変更の場合は、変更前と変更後を対比して記載すること。また、補助事業の追加による変更の場合及び経費の配分の変更の場合は、別記様式第1号別紙1（事業実施計画書）に準じた書類を添付すること。

別記様式第3号（第5（2）関係）

金のいぶき次期作付支援事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 所在地
名 称
代表者名

令和 年 月 日付け宮城県 指令第 号で補助金の交付決定の通知のありました金のいぶき次期作付支援事業について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 中止（廃止）する事業名
- 2 中止（廃止）する理由
- 3 中止の期間（廃止の時期）

別記様式第4号（第5（3）関係）

金のいぶき次期作付支援事業補助金遅延等報告書

令和 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 所在地
名 称
代表者名

令和 年 月 日付け宮城県 指令第 号で交付決定の通知のありました金のいぶき次期作付支援事業について、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業区分
- 2 補助事業の進捗状況
- 3 補助事業に要した経費
- 4 遅延等の内容及び原因
- 5 遅延等に対する措置
- 6 補助事業の完了見込み

金のいぶき次期作付支援事業遂行状況報告書

令和 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 所在地
名称
代表者名

令和 年 月 日付け宮城県 指令第 号で交付決定の通知のありました金のいぶき次期作付支援事業について、令和 年 月 日現在の事業遂行状況を報告します。

記

1 事業区分

2 遂行状況

事業区分	事業計画		遂行状況			備考
	補助事業に要する経費	補助金額	年 月 日までに完了した内容		事業完了予定年月日	
			事業開始年月日	補助の対象となる経費		
			出来高	進捗率		

別記様式第6号（第7関係）

金のいぶき次期作付支援事業補助金実績報告書

令和 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 所在地
名称
代表者名

令和 年 月 日付け宮城県 指令第 号で交付決定の通知のありました金のいぶき次期作付支援事業を、令和 年 月 日で完了しましたので、補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

添付書類

- 1 事業実施報告書(別紙1及び別紙1-1)
- 2 その他知事が必要と認める書類

振込先

- 1 口座 座：(金融機関名) 普通・当座 口座番号〇〇〇〇〇
- 2 口座名義人：〇〇〇〇〇 (フリガナ)

金のいぶき次期作付支援事業補助金概算払請求書

令和 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 所在地
名称
代表者名

令和 年 月 日付け宮城県
き次期作付支援事業について、下記により金
します。

指令第 号で交付決定通知のありました金のいぶ
円を概算（前途）払によって交付されるよう請求

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 既受領額 | 金 | 円 |
| 3 | 今回請求額 | 金 | 円 |
| 4 | 残 額 | 金 | 円 |

振込先

- 口座 座：（金融機関名） 普通・当座 口座番号〇〇〇〇〇
- 口座名義人：〇〇〇〇〇（フリガナ）

金のいぶき次期作付支援事業補助金に係る取組状況等報告書

令和 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 所在地
名 称
代表者名

令和 年度に実施した金のいぶき次期作付支援事業について、金のいぶき次期作付支援事業費補助金交付要綱第13の規定により下記のとおり報告します。

記

1 取組状況

		現 状 (実施年)	1 年目 (翌年)	2 年目 (翌々年)	3 年目 (翌々年以降)
取組 状況	作付面積(ha)				
	収穫量(t)				
	買入額(千円)				

2 取得財産の運営状況

(1) 取得財産の名称及び取得年月日

(2) 取得価格及び時価

(3) 取得財産の利用状況

※実施年（現状）から3年後までの状況を報告する。

金のいぶき次期作付支援事業財産処分承認申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

申請者 所在地
名称
代表者名

印

年 月 日付け宮城県（みや米）指令第 号で金のいぶき次期作付支援事業に係る補助事業により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、承認されるよう申請します。

記

- 1 取得財産の名称及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法（売却の場合は、売却先及び売却価格を記載すること。）
- 4 処分の理由

別紙1（第4，第7関係）

金のいぶき次期作付支援事業 事業実施計画（事業実施報告）書

1 事業実施主体の概要

名 称		代表者氏名	
所 在 地			
組 合 員 数			
事業担当	担当部署	担当者役職・氏名	
	TEL :	FAX :	E-mail :

2 事業の概要

現 状 及 び 課 題				
事 業 の 目 的				
取組 目 標		現 状 (令和3年)	実施後 (令和4年)	備 考
	作付面積 (ha)			
	収穫量 (kg/10a)			
	買入額 (千円)			
事業実施よって期 待される成果				

※実施前年から実施翌々年後までの目標を記入すること。

3 取組の内容

(1) 金のいぶき生産体制

登録団体の名称	
構成員数	人(人数)
契約販売先	
取組内容 (注) それぞれの活動等単位に箇条書きで記載	

(2) 金のいぶき生産の取組

項 目	取組者数(人)	取組面積(10a)	助成額(円)	備 考

※別紙1-1 金のいぶき生産者取組計画(実績)を添付すること。

4 経費の配分及び負担区分

(単位：円)

費 目	事 業 費	負担区分			備 考
		県補助金	事業実施主体	その他	
計					

5 収支予算（精算）

(1) 収入の部

(単位：円)

費 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較		備 考
			増	減	
計					

(2) 支出の部

(単位：円)

費 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較		備 考
			増	減	
計					

別紙2（第4関係）

暴力団排除に関する誓約書

- 当社
- 当組織

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙「役員等名簿」により提出する当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 補助事業者として不適当な者

- (1) 暴力団（暴力団排除条例（令和2年宮城県条例第67号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 事業者（暴力団排除条例第2条第7号に規定する事業者をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人その他の団体である場合は役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）をいう。以下同じ。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき
- (3) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 補助事業者の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて補助事業を担当する県職員等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

宮城県知事 殿

令和 年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

印